

伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営再委託業務  
企画提案（プロポーザル）実施要領

令和 4 年 10 月 28 日  
（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社  
伊根地域本部

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社伊根地域本部（以下「当社」という。）では、伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営再委託業務について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1 趣旨

伊根町観光案内所は、伊根町来訪者の受入れ機能拡充を目的として、道の駅舟屋の里伊根内に所在していたが、平成 30 年 4 月から現在の場所に移転し、観光の拠点として町内外から多くの方に利用されている。伊根町観光案内所 2 階は「飲食店」として運営することが定められており、令和 5 年 3 月 31 日をもって、第 1 期の伊根浦公園指定管理業務が終了し、令和 5 年 4 月 1 日から第 2 期が開始されることに伴い、その運営者について広く公募する。公募を経て選定した運営者に、飲食店運営を再委託することで、専門知識や経験を活かした伊根町ならではの店舗設計が可能になると捉え、伊根町の素晴らしい食材と舟屋の景観を前面に押し出した店舗経営が必要であることから、これらの業務について企画提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称 「伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営再委託業務」  
※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。（5 年）

※ただし、期間中でも当社の伊根町伊根浦公園指定管理契約が解除される場合は解除日まで。

3 応募する者に必要な資格その他の注意事項

(1) 法人その他の団体及び個人（以下「法人等」という。）であって、次のすべての要件を満たすもの。

- ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された

- 日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑥団体又はその代表者が本業務に関連する法律に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑦法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。

(2) 2者以上による共同提案は認めない。

#### 4 応募手続き

##### (1) 参加意向の表明

本企画提案の募集に参加を希望される場合は、令和4年11月25日（金）17時までに参加申請書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール及びFAXで連絡または郵送及び持参すること。

郵送先：〒626-0423 京都府与謝郡伊根町字平田 491

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社 伊根地域本部

E-mail：inekankou@gmail.com FAX：0772-32-0773

##### (2) 提案制作に関する質問

提案制作等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

①質問期限 令和4年11月18日（金）17時

②質問方法 電子メール又はFAXにより提出すること。

③E-mail：inekankou@gmail.com FAX：0772-32-0773

④回答日 令和4年11月22日（火）まで。

⑤回答方法 回答は参加者全員に対して行い、業務に関する内容は仕様書として扱

う。

##### (3) 企画提案書の提出

以下のすべての書類を添付して提出すること。

	提出書類名	部数	内容等	備考
1	企画提案書	5	様式に沿って、各項目に必要な事項について簡潔明瞭に記入すること。	様式2
2	5カ年売上計画表	5	様式に沿って、5カ年の売上計画表を作成すること。	様式3
3	会社及び団体概要	5	会社案内（パンフレット等）または様式4	様式任意（A4）
4	法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないことを証明する書類	1	納税証明書等	

##### (4) 提出先

以下に提出すること（郵送又は持参のいずれでも可）。

(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社 伊根地域本部  
〒626-0423 京都府与謝郡伊根町字平田 491  
TEL : 0772-32-0277

(5) 提出期限

令和4年12月9日(金) 17時(必着)

(6) 応募書類の取扱い

- ①提出された応募書類等は返却しない。
- ②提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(7) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ①各書類の提出期限を過ぎた場合
- ②実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) その他

- ①提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ②書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ③参加申請書提出後に、提出者宛に図面及び現委託先の売上実績資料を送付する。
- ④参加申請書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- ⑤売上計画表記載の金額に対して、年間の実績がマイナス50%以下だった場合は違約金をとって計画表記載の金額のマイナス50%の額の負担を求める。ただし、受託者の責に負えない理由(天災等)による場合は除く。

5 施設利用料金

固定費用：1平方メートルあたり3,800円(年額制)  
※180平方メートル(1階階段部分及び2階)  
変動費用：1ヶ月あたり売上の5%(月額制)  
※ただし、上記変動費用を超える提案は可。

6 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

一次審査として、企画提案書について、当社代表が指名する審査員により、次の審査を行い、採用候補となる企画提案を選定する。

(評価項目)

- ①提案内容の妥当性
- ②運営計画の妥当性、効率性

※提出物の内容について、別途問い合わせる場合がある。

※なお、すべての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。

必要に応じて二次審査を実施する場合は、一次審査を通過したものを対象として、提出書類と応募者によるプレゼンテーションを実施し、評価を行う場合がある。なお実施の場合は、日時と開催場所は別途個別に連絡する。

提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、応募者において負担するものとする。

(2) 特定と結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約候補者の相手方として特定する。  
特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 契約及び契約条件など

(1) 契約

上記6により特定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件など

契約条件については、委託契約候補者と当社との間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的に確定するものとする（提案内容でそのまま契約を行うものではない。）。

- ①本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。

8 スケジュール

募集開始	令和4年10月28日（金）
質問書の提出期限	令和4年11月18日（金）17時
質問書への回答	平成4年11月22日（火）まで
参加申請書提出期限	令和4年11月25日（金）17時
企画提案書の提出期限	令和4年12月9日（金）17時
プレゼンテーション	令和4年12月中旬（実施の場合）
委託契約候補者の決定	令和4年12月26日（月）
履行期限	令和10年3月31日（金）